

台湾における社区まちづくりの展開と人材育成

——1994年以降のまちづくり政策：社区营造三期と台湾版地方創生に着目して——

The Direction of the Community Building and the Human Resource
Development in Taiwan

—The Community Building Policy Since 1994: Focusing on Shakueizo Ver.3
and the Policy of Regional Revitalization for Local Area in Taiwan —

石井 大一朗¹・佐藤 綾香²・長谷川 万由美³

ISHII Daiichiro, SATO Ayaka, HASEGAWA Mayumi

¹宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科准教授

²宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科学士課程

³宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程教授

台湾における社区まちづくりの展開と人材育成

——1994年以降のまちづくり政策：社区营造三期と台湾版地方創生に着目して——

The Direction of the Community Building and the Human Resource Development in Taiwan

—The Community Building Policy Since 1994: Focusing on Shakueizo Ver.3 and the Policy of Regional Revitalization for Local Area in Taiwan—

石井 大一朗¹・佐藤 綾香²・長谷川 万由美³

ISHII Daiichiro, SATO Ayaka, HASEGAWA Mayumi

本研究は、台湾のまちづくりにおける社区に着目し、近年の社区まちづくり政策「社区营造三期」の概要を文化部（2012年の省庁再編により文化建設委員会から改名（日本の文部科学省に相当）への聞き取りと、訪問時に取得した資料から把握するとともに、特にまちづくりに関わる人材育成のプログラムの特徴を日本との比較を通して整理分析した。その結果、社区营造一期の後期の2000年頃より「由下而上（ボトムアップ）」の理念を基礎とした住民主体の社区まちづくりが加速し、政府や自治体が、これまでの延長でない新たな担い手を育てる、という明確なビジョンをもち人材育成を行っていることがわかった。そして、それは住民の合意形成やコーディネート技術の向上、また活動経験のない若者、グループではない個人の活動を積極的に生み出そうとする特徴がある。さらに2019年から始まった台湾版地方創生政策では、大学や企業との協働により、地域独自の文化・歴史をベースとしたまちづくりを進めることに関する地域住民に対する啓発と、雇用を生む事業づくりを重視していることが明らかとなった。

Keyword : 台湾、社区、社区营造三期、地方創生、由下而上、人材育成、地域文化

1. はじめに

本研究は、近年の台湾のまちづくりにおける「社区」に着目している。社区はコミュニティのことを指す。「社区营造」はまちづくりと訳される。住民は「社区發展協會」という住民組織を母体として自ら活動計画を作成し、自前の財源や行政から補助金を得たりしながら活動する。このとき有志によりグループ化されるものが社区である。趣味により集まるものもあれば、環境美化や福祉などの地域課題の解決を志向して集まるものもある。現在の台湾のまちづくりは社区营造、もしくは「社区総体营造」と呼ばれ、1994年に政府が発表した「社区総体营造計画」に始まっている。台湾は、1987年に、38年間続いた嚴戒令が解除され、集会・結社・言論の自由がもたらされた。また台湾全土で大きな被害を受けた1999年9月21日の921地震（集集地震）は、多くのボランティア活動を生み出すとともに、防災活動を担う人材を里（地域自治の最小単位であり、活動内容は

¹ 宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科准教授

² 宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科学士課程

³ 宇都宮大学共同教育学部学校教育教員養成課程教授

日本における自治会と類似した性格をもつ²を中心に養成するなどしている。ちなみに社区の活動範囲は、そこに集うメンバーが決める。日本の自治会のように境界があるわけではなく活動の目的に応じて異なっている。

このように台湾においては、市民が主体的にまちづくりを担うという観点では 1990 年代半ば以降に大きな展開があり、現在は、日本と同様に頻発する大災害への対応や 2017 年に国家発展委員会（日本の内閣府の機能をもつ）が発表した台湾版地方創生により、地方の人口減少に対する地域活性化などを官民協力して行いつつある。ここで注目したいのは、災害対策は阪神淡路大震災後の日本の防災政策に倣い、地方の地域活性化は日本の地方創生に倣おうとしている点である。

以上のように、現代台湾のまちづくりの経緯を踏まえ、台湾が今後どのような点に着目した社区营造、つまりまちづくりを行おうとしているのか。日本と異なる点はあるのか。あるならばそれはどのようなものなのか。今後、詳細な事例研究を進めていくために必要な基礎資料を提示することが本稿の大きな目的である。特に近年、まちづくりに関する政策や方針が数多く示されていることから、既存の研究や資料からのみではなく、それらの政策を立案している政府機関を訪問し、インタビュー調査と提供のあった資料をもとに把握していく。具体的には、2014 年から始まり国の省庁である文化部が主導する社区营造三期、そして 2017 年から始まり国家発展委員会が主導する地方創生政策の内容と今後の方向性を探ることで、日本と台湾が学びあえるまちづくりや人材育成における要点を導き出す。

紹介する各制度や計画の（ ）内は日本語訳である。代表的なものの初出にのみ記載した。

なお、本研究は、科学技術研究費（16K12369 内発的復興を視野に入れた災害ボランティアコーディネーションシステムの構築、研究代表 長谷川万由美）の成果の一部である。

2. 先行研究

台湾の現代まちづくりに関する研究は多くない。例えば Cinii では、「台湾」「まちづくり」、「台湾」「社区」を検索しても 2010 年以降で 30 程度の論文があるのみである³。こうした研究の中でも本研究と同様に社区に着目し、その活動や機能の歴史的展開を整理したものがいくつかある。例えば、簡子晏（2007）、和田（2014）は、本研究関心と同様な視点を持ち、台湾まちづくりにおける社区に着目し、その歴史的展開を整理している。また和田（2016）は、社区营造を実体化するために、住民とともにこれに従事する専門家の存在とその役割を紹介している。他には、佐々木（2018）は、社区营造の本旨は共同意識の醸成にあるとし、社区の活動に参加しない人々の実態を詳細に紹介している。また、これら以外では災害復興に関する研究が多くなっている⁴。ここでは本研究の関心に照らし、社区の歴史的展開と、まちづくりを進める上で不可欠な専門家派遣などの支援体制に関する研究を確認する。

2-1. 歴史的展開

社区の歴史的展開について、簡子晏(2007)は、行政院文化建設委員会(現、文化部)による1994年の社区総体營造計画(まちづくり計画)の立案・実施⁵が転機であるとし、社区の仕組みは、従来の「トップダウン型の社区発展」から脱して、「住民参加という下から上への運営様式」を導入した。(中略)「総体」とは単一の目標ではなく、総合化、体系化するための方法論という意味の新しい造語である。また、総体とは、従来の環境保護のみならず、伝統、文化、芸術、景観、地方色の再発見・再創造、地場産業の振興等、多方面にわたる考えを意味する。その基本的インスピレーションは日本の「まちづくり」の概念から借用した面が多いと指摘している。つまり、政策としては行政が主導したものであるが、住民の主体性、扱うテーマの総合性を理念としている点に新しさがあったのである。ちなみに中国語ではボトムアップは「由下而上」「自下而上」と表記される。

また、和田(2014)は現代の社区まちづくりの歴史を3つの区分に分けて整理している⁶。まず前史として1960-1993年までを社区発展政策の導入から社区運動の創成期としている。ここでの要点は、政府による1964年の「社会発展政策」、1965年の「民主主義現段階社会政策」、またこれを実体化する「社区発展工作綱要(まちづくり推進計画概要)」、「台湾省社区発展8年計画」、その後これら改定があったが、そのほとんどの業務は、村・里長等の基層行政に委ねられ、「村・里公辨公室(村・里長が公務を行う事務室)」という形式的な受け皿は置かれたものの、社区の活動はおおむね地方行政主導で行われ、自発的な住民参加の実体が無かったと前出の簡子晏(2007)をもとに指摘している。その後1970年代から1980年代になると環境闘争が各地で発生し、そこに参加した人たちの地元への回帰、あるいは参加しなかったが刺激を受けた人たちにより社区運動が活発化し、社区の発展にとって重要な転機になったとしている。こののち、嚴戒令解除後の1991年に再改定された「社区発展要綱」により、社区組織は民間団体の社区発展協会(まちづくり推進協会)として認定され、当該地区の自発的住民グループの申請により設立されるようになり制度的に保証された。このように現代の自発的なまちづくりが始まる前史を社会運動から社区活動への展開に焦点を当て整理している。この後、社区総体營造政策の提起と、推進期として社区総体營造計画の始まる1994年から2001年を第2期と位置づけている。この間には、「地場産業協力・指導計画(1995年)」「環境総体改造計画(1997年)」などの計画、さらには、「社区營造学会の設立(1996年)」、「社区大学(1998年)」の開設などがあった。また1999年の921地震後には、社区単位での再建計画の策定やそれに対する予算、人的支援がなされた。被災地に4つの社区營造中心(まちづくりセンター)を設置するとともに60の社区を選定し、重点的に専門家を派遣し支援する仕組みも作られた。そして、その後の2002年以降を第3期とし、社区營造の普及期としている。2002年には政府による新たな国家計画として「挑戦2008-国家発展重点計画」が発表された。社区營造は、10大重点投資計画の一つとして位置づけられ(=新故郷社区營造計画(新しいふるさとまちづくり計画))、これを実現する方策として「健康社区六星計画(6つのテーマ別計画)」が打ち出された。その健康社

区六星計画において、産業発展、福祉医療、治安、人文教育、環境景観、環境保護 の6つのテーマ別方向性を打ち出したことを特徴として整理した。

2-2. 社区まちづくりを支える人材育成

王（2011）らが整理した、1995年から2013年の社区营造の主な19の事業のうち、人材育成に関するものから社区营造の人材育成の概要を確認する。王らの研究は、現代の社区人材育成に関して総括的に把握できるほぼ唯一の研究である。他に村田（2005）による、社区营造センターに着目したまちづくり人材育成事業を整理したものがある。ここでは、近年のまちづくり人材育成に係る事業を総括的に把握するために、王らの論文をもとに事業そのものが人材育成となっている事業を取り上げる。1995年から2001年まで行われた「社区文化活動発展計画（地域文化活動発展計画）」では、政府が主導し、社区総体营造の基本概念を啓発し、講演会などのほか、3つのレベルに分けて社区营造に関わる人材を養成した。また、王らの論文に加え、文化部の資料⁷を参考に2000年から2012年まで行われた「文化服務替代役之訓練及運用計画（文化財保護代替兵役訓練と運用計画）」を確認すると、この計画では、兵役に就く代わりに、政府機関での行政サービスに従事すること（代替役）を希望する徴兵適齢者に、社区营造に関する訓練を2週間行い、社区に派遣するという制度があった（4-4で後述）。2001年には県・市が主導し、人材育成やこれまでの経験を共有する「社区文化再造計画（地域文化再建計画）」が行われ、大学生を含め1900人が参加した。同じく2001年に「社区環境改造計画（地域環境改善計画）」として景観や公共空間の改善・活性化のための人材育成が行われている。2002年から2005年に行われた「專業工作團隊人才培力計画（支援団体による人材育成計画）」は、9.21地震後の被災地と非被災地の社区营造センター（まちづくりセンター）の8つのセンターにおいて、15の社区を抽出し、120人の社区营造員を育成した。また、専門家による支援や地域分野か資源をネットワークする活動を行い、合計76の社区が参加した。2002年から文化部により、「新故郷社区营造計画（2002年～2004年）」「健康社区六星計量（2005年～2008年）」「新故郷社区营造第二期計画（2002年～2004年）（新しいふるさとまちづくり計画—第二期）」が打ち出され、いずれも行政職員や地域住民に向けた人材育成を行なった。この後、2008年から2013年に行われた「地方文化館第2期計画」による地域文化生活圏という新たな構想のもとで、地域文化や博物館経営人材の育成を行っている。そして2009年から2012年に行われた「社区組織重建計画・專業團隊及社区培伴計画（地域組織再建計画と支援組織計画）」では2009年の台湾南部に甚大な被害をもたらした台風災害の復旧を目的とした事業が行われ、そのなかで地域住民を社区营造員として活躍できるよう人材育成を行った。この他に陳（2010）や和田（2016）により社区营造における専門家の重要性を指摘し、1999年に誕生した「社区規範師制度（まちづくりプランナー制度）」を紹介したものがある。本稿はこうした一連の人材育成の経緯を踏まえつつ、特に社区营造を主導してきた文化部による人材育成に着目し、そのプログラム内容の特徴から人材育成の

方向性を把握するものである。

3. 調査の概要

本稿は、2014年以降の新たな社区まちづくり政策：社区营造三期を政府資料と聞き取り調査をもとに整理しつつ、社区まちづくりを支える仕組みのなかでも、人材育成の特徴について日本との比較を通して考察するものである。調査は、石井と長谷川が、2017年10月16日、文化部（2012年の省庁再編により文化建設委員会が改名（日本の文部科学省に相当））において行ったインタビュー調査、また2018年9月21日、2019年9月10日の2回、地方の社区の実態を把握するために訪問した新竹県関西鎮の仁安里への視察調査、およびその後に国家発展協会（日本の内閣府に相当）が発表した台湾版地方創生に関する資料をもとに整理する。仁安里は台北駅から新幹線で30分、さらに車で1時間の交通不便地にあり、若者が台北や新幹線駅新竹周辺に流出するなど高齢化が進む地域である。なお、仁安里の視察調査は社区の理解を深めるために行ったものであり、本稿の論述に直接関係をもつものではない。社区理事長や里長へのヒアリング、高齢者サロンと食事会、まち歩き、総会資料の閲覧などを行った。地域組織の多様な側面を把握することができた。この調査結果は他稿で報告したい。文化部で行ったヒアリング調査では、担当者による30分程度の概況説明とその後1時間半の質疑および意見交換を行なっている。概況説明ではパワーポイントを使用した社区营造三期に関するこれまでの経緯、重視している点を示したスライド資料約40枚により行われた。

4. 社区营造三期と人材育成

4-1. 社区营造の歴史と現在

ここは最新の社区营造政策：社区营造三期を把握していく。文化部に行ったヒアリング調査では、社区营造はこれまでに以下のような3つの段階があることが示された。

社区营造一期：1994年～2007年

社区营造二期：2008年～2015年

社区营造三期：2016年～おおよそ10年

社区营造一期は、前半と後半に分かれ、1994年～2001年を前半の期間とし、まず、当時の文建会（現在の文化部）が、まちづくりをこれまでの環境保護といった限定的な観点ではなく、コミュニティ形成や文化、景観、産業、地域性など、総合的な観点からまちづくりを進めていくことを打ち出した。そしてそれをモデル地区において推

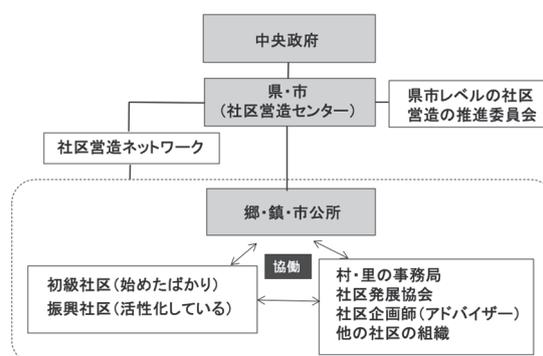


図1 社区营造推進体制

文化部紹介スライドを、ヒアリング内容を元に石井が加筆して作図。

進し、全国に展開するために評価・検証を行った。後半の2002年から2007年は、新故郷第1期社区营造計画を行い、まずは行政内のタテ割りを廃し、社区に対して総合的な観点から活動の支援を行えるようにした。文化部が取りまとめ役を担った。また社区の計画に、治安や福祉医療が追加された。

社区营造二期は、社区营造を幅広く普及する段階である。「地方文化生活圏」という概念が現れ、地方の文化施設を充実していくことと、コミュニティづくりを並行して行った。この時期に様々な計画が策定された。2011年には社区营造亮点計画、2013年には地元文化の発展のための推進計画、2014年には社区营造の経験を共有する新創造力絡計画、2014年には青年の地元文化の活動計画が誕生した。また社区の発展を促進するために、文化部を中心として社区自らによる社区の自己診断と、社区の将来像の作成を行うよう促した。

そして、社区营造三期は2016年からの新たな目標を示したものである。文化部の説明によれば以前は、社区营造は、政府が決めたことを住民が受け身で行うだけであったが、今の社区营造ではやりたいことがあったら住民自らが提案する。つまり、以前の社区营造一期、第二期は、社区の概念を理解し、「やりましょう」「やります」の状態であったが、これからは住民から「これから考えてやっていきましょう」という段階へ移っている。例えば、社区が自らの地域の水質について知りたいと言え、行政の支援として文化部は、調査の仕方を教えたり、調査する水をどこに持っていけばよいかを伝えるということだと述べている（表1参照）。

表1 社区营造三期の特徴

	特徴
(1)	社会資源のネットワークとプラットフォームを強化する
(2)	県と市の行政体制の社区营造化を深く浸透させることと事例の交流を促進する
(3)	郷・鎮・市・区役所の社区营造への参加を拡大する
(4)	新しい社区を開発して継続的に強化する(個人公民または課題のあるコミュニティを通して参加の拡大)
(5)	社区の分級ごとの育成体制を整える
(6)	社区の文化を用いた観光の価値を高める
(7)	領域を超えた社区組織の協働を高める
(8)	社区营造の研究と経験を共有し合う

文化部へのインタビューでは、過去の不適當だった事例として、平溪の観光地の例を挙げ、過度な開発により地域資源を略奪するような観光モデルは地元の住民のより良い生活につながらず、むしろ環境破壊などにより地域の魅力を減退させ、住民の地域生活に過度な負担を強いることになる。そうした地域振興ではなく、社区营造三期では、急速に変化している社会の中で地域住民が環境の変化に適応できる力を身につけ、潜在的な力を伸ばし、自己実現を果たすことを通して誰もが安心して暮らし、活動することを目指すことが重要だと述べている。

4-2. 社区营造を進める人材の育成

社区营造を進めるにあたり、財源やノウハウの支援、人材育成などが必要になるが、これらの支援にあたり、社区をその营造の推進度合いにより「初級社区」「振興社区」に分けて支援している（図1）。前者はこれから社区の取組を始めようとしていたり、始めたばかりの社区である。後者は、地域住民が社区の目的を理解し、活動をすでに行なっていたり、活性化させたりしている社区である。文化部により行われる人材育成のカリキュラムは、基礎、初級、中級の3つの段階に分かれており、全ての自治体が3つ全てを行うわけではなく、地域の実情に合わせて行う。主催者は基本的に県・市政府である。内容により社区自らが政府に補助を申請し、企画実施するものもある。それぞれのレベルで行う講座は基本的には誰でも参加可能である。退職者、学校の先生、自営業者、農業に携わっている人、学生など多様な人が参加している。参加者は、自ら情報を得て参加する人もいれば、周りの人に勧められてという人、動員される人もいる。カリキュラムの3段階は次のようになっている（表2）。文化部は2017年時点で、毎年講座を実施し、かつ700箇所以上の社区に財政的な支援をしている。大きなねらいの一つは、有志の住民らにより活動助成金などを申請し、自発的であり多くの住民の参加を得て社区营造を活性化することである。社区の活動経費は社区のメンバー自らが書いて申請するものである。県政府や市政府が主催する講座にはこうした企画書の書き方に関するものもある。

人材育成プログラムは次のような経過を経て作られていると考えられる。2002年の新故郷社区营造計画以降⁸、政府による台湾の発展のための政策の重点テーマとして社区营造が掲げられたこと、また、2005年に新故郷社区营造計画を実現するために策定された健康社区六星計画（1 産業発展、2 社会福祉医療、3 社区治安、4 人文教育、5 環境景観、6 環境保護生態）を推進してきた経験が挙

基礎プログラム	コミュニティのアイデンティティを育むことを軸とした社区营造の概念の理解 地元の人、もの、文化、産業、風景などの地域資源を調査しその価値の共有 地元をよく知る人や専門的な知識、得意を持つ人のデータベース「地域の宝箱」の構築 地元の文化的な資源を整理した地図や出版物の発行 対象とする活動や地域の活性化に向けたビジョンの作成 その他、社区营造に資する基礎的なプログラムの実施
初級プログラム	基礎プログラムの学びを融合し、社区营造の実践に必要な具体的な基礎知識を身につける 地元の地域の歴史を学び、整理編集し発信 地元の職人など地域独自の技術の学習 地域で暮らし、まちづくりを進めていく上で、住民の生活、環境保護、産業などソフト・ハードをともに学び推進 対象とする地域や活動の中長期の目標とビジョンの作成
上級プログラム	対象とする地域の課題の整理と理解 地域住民とともに共有 地元の職人などのもつ地域独自の技術の発信 実際に社区の中で活動し実践的な学びを修得 社区の活動における規範や合意形成を進め、経験やノウハウの蓄積と発展

表2 文化部教育プログラムの3つのステップ
 文化部のプレゼン資料をもとにヒアリング内容を追加して石井作成

げられる。さらに 2008 年から 2013 年まで「新故郷社区營造第二期計画」が実施されたことである。唐 (2016) によれば、計画では、社区營造と地方文化館の整備を含む、文化活動への参加による地域創造に向けた住民主体のまちづくりや公共活動が実施されている。これはボトムアップ政策に関する行政システム改革で、各県・市に社区營造センターと地方自治体の社区營造推進委員会を作り、モデル社区營造活動、社区文化振興、地域特産品の向上やそれを推進する行政職員と社区組織の人材育成が目指されたということである。こうした社区營造に関する施策の経過をもとに今日の 3 つの段階別のプログラムの内容が作られた。その内容は表 1 を見れば、地域の課題を扱うものだけでなく、地域資源を発見したり、理解する、また住民同士の意見調整や合意形成を図り地域のビジョンを作成したりといった、調査やファシリテーションの技術を重視していることが読み取れる。特に上級プログラムの内容からはそうした技術をもつ地域の新しいリーダー層を育成しようとしていることがわかる。

こうした人材育成の取組は社区營造三期に始まったわけではない。先行研究で整理したように 1995 年以降積極的に行われている。台北市の社区人材養成について整理した和田 (2016) によると、台北市政府は、2000 年度から「青年社区規劃師培訓計画 (若者まちづくりプランナー養成計画)」を策定し、社区の環境改造のための「種子」を養成してきた。計画が 2011 年度に終了するまでの 12 年間で養成された種子は 1000 人に達し、社区改善のための知識と技能を修得した人材育成の成果が産み出されたとしている。また、2012 年度からは新たな人材育成計画として、社区に長期に滞在し、社区に協力やアドバイスを行う「儲備社区規劃師培訓計画 (未来まちづくりプランナー計画)」がスタートしている。このように人材育成において先行する台北市の状況を注視していく必要性を述べている。王 (2011) は、2009 年から始まった「社区組織重建計画塾專業團隊及社区陪伴計画」における「社区營造員制度」を紹介している。これは社区から推薦されたまちづくりに関心を持つ者 (社区組織の理事や PTA 役員等) が計画の作成や実施の支援を行えるように育成する制度である。こうした人材育成の試みは先に示した社区營造一期 (特に後半の期間)、社区營造二期のタイミングと合致しており政府が社区の将来ビジョンのデザインや財政的な支援だけでなく人材育成についても具体的に、かつ熱心にコミットしていたことがわかる。

4-3. 高齢者や若者の社区への関わりの支援

社区營造三期では特に、高齢者や若者に焦点を当てていることにも特徴がある。高齢者は 65 歳以上のことを指し、若者は 18 歳～35 歳 (最近は施策により 45 歳までを対象としている) を指す。特に地方では少子高齢化や人口減少が進むなか、65 歳で退職となる人たちが地元に戻り、社区の活動に参加することが大切であり、そのために活動できる多彩な社区が必要である。そしてそうした社区の活動を支えるために企業の協力が必要であるとしている。こうした環境を整え、U ターン後も地元で幸せに、そして夢を叶えられる、それが結果的に地域の文化的な価値を高めることになる

というビジョンを文化部は描いている。若者については、社区营造の取組自体が 20 年ほどになるので、子どもの頃から社区の活動に関わり、社区のことを理解し、社区を手伝いたいと思うものも出てきている。例えば、雲林の北溪社区の次の事例を紹介している。社区に関わった 7 年目の子どもが中学 2 年生のときに、自らの住む地域のガイドボランティアの資格を取り、来訪者を案内している。18 歳以下の子どもたちに対しても人材育成が可能であるといった事例である。こうした若者が社区の新たなリーダーとして活躍することも期待している。この他には、農村部では若者の流出が著しい状況を踏まえ、政府の農村委員会（日本の農林水産省に該当）が「青年回廊計量（若者里帰り計画）」を打ち出し、若者の U ターンを促している。これらの取組において重要な点として文化部は、高齢者に対しては、高齢者自身の経験を活かすこと、若者については若者と政府の各部門との間の意思疎通を挙げている。社区との関わりをもったり、理解を進めるための教育については、義務教育のなかで、学校周辺地域について学ぶ郷土教育があり、社区の人たちと触れる機会がある。また公立の大学では授業で社区について学び、ボランティアをするプログラムがある。これらは各地域の社区発展協会の協力を得て企画・実施、そして振り返るところまで行われる。

また、文化部は社区を新たに作ったり、企画を検討する際に必要となることとして、地域住民の合意を得たり、グループとして申請することを求められたりすると考えられがちであるがそうではないといった点も強調していた。既に類似した活動があるものであっても、また経験のない者や、個人による提案であっても積極的に審査し、支援していく方向性を打ち出している。この点については、日本の市民活動やボランティア活動助成とは異なる視点であり興味深い。

4-4. 社区の活動支援の仕組み

社区の活動を支援する仕組みを陳（2010）や和田（2016）、王（2011）、村田（2005）の整理をもとに 3 つの観点から確認する。一つは専門性のある人材の派遣制度、次に、情報プラットフォームの構築、そして各県市に設置されている社区营造センターである。

住民に対する人材育成については、先行研究や 2-2. で示した通りである。ここでは外部からの支援、特に専門性のある人材の派遣について把握する。「社区規劃師制度」の経過をまとめている陳（2010）によれば、社区規劃師制度は、1999 年に中央政府に先だって台北市に始まり、翌年には隣接する新北市、そして 2001 年には内政部が主導し全国の県・市に広がった⁹。都心部だけでなく、地域を問わず人材育成が必要であったことがわかる。さらに内政部營建署の資料をもとに社区規劃師制度の特徴を整理した和田（2016）は、特徴の第一は、社区規劃師として選定された対象者の多くは、建築、都市計画の専業者であって、社会・経済・人文等の領域は少ないこと。第二は、「榮譽職社区規劃師」「兼職社区規劃師」「社区規劃師助理」「專案社区規劃師」「青年種規劃師」「社区建築士」というように、招聘タイプに多様化の傾向があること。第三に、共通する職務の内容は、①住民への専門的相談サービス、②社区環境診断及び環境改造規格設計プランの作成、③検討会議

の開催と参加、の3つに特徴を整理している。他には、2-2.のなかの「文化服務替代役之訓練及運用計画」で紹介したように、兵役に就く代わりに、政府機関での行政サービスに従事すること（代替役）を希望する徴兵適齢者に、社区營造に関する訓練を2週間行い、社区に派遣するという制度があった。年間約520名、特に農学や建築、土木、社会学等を修めた者が選ばれて訓練を受けた後、県や市の文化局、一部は直接社区にも派遣された。その支援内容は社区の計画案の作成や実施事業の出役、行政への対応事務、行政と社区の間の調整など多岐にわたることを文建会へのインタビュー調査をもとに紹介している。

次に情報プラットフォームについて調査した王（2011）は、社区総体營造の事業自体が、社区自らが政府からの助成金を得るための貴重な情報獲得ツールとなっているとし、助成金の申請を支援するための情報媒体として、1999年に社区營造の取組を掲載した雑誌の刊行が始まり、その代表例として文建会と中華民國社區營造學會が出版する『新故郷雑誌』に社区營造の成功事例等が紹介されたことの重要性を指摘している。また、新故郷社区營造計画の一環として中央政府が「社区通」という情報プラットフォームをインターネット上につくった。そこには文建会の事業に限らない他の部局が行う社区營造に関する全ての情報が掲載されていること、その結果あらゆる社区營造の関連事業を検索できるようになり、紙媒体に比べて豊富な情報を得られるようになったとしている。2020年5月5日現在で7247の社区の情報を検索することができる¹⁰。王（2011）で報告した2010年時点で4795の登録団体数であったことを考えると約1.5倍になっており、こうしたツールが役立っていることが推察できる。

次に社区營造センター（以下、センター）について確認する。センターは公設民営のシステムで、人材育成や専門家のコーディネート、地域文化や資源を活用するネットワークの構築なども行い、持続的なまちづくりの展開を目指している。王（2011）はセンターについてインタビュー調査から次のような点について把握している。センターは2002年の「專業工作團隊人才培力計画」で初めて、民間から募集された団体や学校などを運営団体として8ヶ所でスタートした。921地震に被災地において4つのセンター、それ以外の地域で4つのセンターを設置した。しかしセンターの担当範囲が県や市の行政範囲を大きく超えることから十分な支援ができないとして、その後、すべての県市で設置されることとなったとしている。村田（2005）では、2003年以降の25の県市でのセンターの設置において、各センターにおいて2人の社区營造員の配置を進めたことで、その数が大幅に増加したこと、復興まちづくりでは社区の復興計画作成・実行が保証される必要性が高かったこと、そしてその結果、社区營造員には具体的な活動目標が備わり、その行程に合わせて実践的に人材を育成することが出来たことを成果として述べている。他方、センターは、行政や専門家よりの立場からまちづくりを主導する人材としての社区營造員を育成したのに過ぎず、現状では一般の住民の主體的なまちづくり活動を促したわけではなかったと結論づけている。

5. 台湾の地方創生における社区

ここでは、2019年に始まる台湾における地方創生を概括し、社区との関係を確認する。本調査は、台湾の内閣府に当たる国家發展委員会の2018年4月19日発表の資料、國家發展委員會第53次委員會議「地方創生政策與推動之擬議（地方創生政策・推進プラン）」、および行政院の2019年1月3日発表の「地方創生國家戰略計畫（地方創生国家戰略計画）」をもとに整理する。

5-1. 台湾における地方創生

台湾は、地方創生國家戰略計畫によれば、6大都市（台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市、高雄市）の人口集中が著しく、特に大都市に若い労働力が集中することによる地方の農村の産業の衰退が懸念されているとし、この結果、都市と農村の人口分布が不均衡となりその拡大を防ぐことが重要であるとしている。2017年12月、行政院は「安居樂業（安心した暮らしと仕事）」、「生生不息（持続可能性）」及「均衡臺灣（バランスのとれた台湾）」を発表し、なかでもバランスのとれた台湾という観点から、地域の特性を踏まえた地場産業の育成、移住者の増加と定着、若者の田舎への回帰、都市部集中型の人口動態の解消を進めていくことを宣言している。また、地方創生を推進していく際の特徴として、対象地を3つの類型に整理し進めること、推進戦略として企業との協働や科学技術の導入、そして地方創生を推進する部局が他の部局と連携し、財政、情報、人材の支援をしていくことを掲げている。優先する地区は、全国368の郷鎮市のうち134で全体の3分の1弱となっている（表3）。3つの類型とは、農山漁村、中介城鎮、原郷である。農山漁村地域は、62あり、特に若者のUターンと起業により6次化産業を育て、国内外のネットワークを築くこと、また高齢者介護施設を充実させ地域の基本的な生活機能を改善することを目指す。中介城鎮は24あり、いわゆる都市部と農山漁村の間にある地域である。仲介サービスなど都市と農山漁村をつなぐ機能を充実させることを通して、既存の市街地の活性化を図ろうとする地域である。また原郷は48あり、先住民族の地域に属している。もともと雇用機会が限られており、公共サービスも十分ではない地域である。こうした地域は、産業を育てるための専門人材の派遣、起業の支援、教育・医療の強化、交通利便性の向上を図る地域となっている。

表3 優先地区の数・人口
* 地方創生國家戰略計畫より石井が再作成

類型	優先地区	全国
行政区の数	134	368
人口 (2017年)	272万人	2,357万人
全国に占める 割合	人口	11.60%
	面積	66.50%
		100%



図2 優先地区3類型
* 地方創生國家戰略計畫より抜粋

5-2. 人材育成

地方創生においては多様な専門性が必要となる。そのため政府は、郷や鎮に不足する人材を確保したり、育成したりしている。具体的には以下の取組を行っている。

①都市部の公務員やその退職者、また民間の退職者に、地方に行き、活動するよう政府の人事部長と行政院は施策を打ち出し、そうした活動を支えるプラットフォームを確立する。そこでは自ら活動した公務員同士や民間の人たちとの交流や経験の共有、さらには活動に必要な支援を行う。②大学の社会的責任プログラムを通して、地域ごとの地方創生のビジョンの作成を支援する。具体的には、郷や鎮が大学の協力を得て、地域の特性を調査・整理できるように支援する。また地元住民の合意をボトムアップで整理し、郷や鎮が地域特性に応じた地方創生のビジョンづくりや取組を推進できるように支援する。③関連する省庁、行政、学術研究機関、企業、専門家によるアドバイザーグループを組み合わせて、地域の特性に合わせた支援チームを形成する。そのメンバー構成や、支援の頻度、および支援内容は、推進する事業内容に従い決定される。扱うケースにより柔軟に対応し、その地域ならではの創造的な事業が促進されるようコンサルティングを行う。

5-3. 社区への期待

次に台湾版地方創生と社区の関係を整理する。前節で紹介した地方創生政策與推動之擬議（地方創生政策と推進案）、地方創生國家戰略計畫（地方創生のための国家戦略）には社区に関する具体的な記述は多くない。他方、企業の参画や科学技術への期待が大きいことが伺える。また、中央省庁における予算に関して具体的な記述が地方創生政策與推動之擬議にある。社区を担当している文化部の事業は3つある（表4）。「社区营造三期と集落文化の活性化プロジェクト」は社区营造3期及び村落文化發展計畫（2016年～2021年）を統合し推進しようとするもので、住民の地域参画を地

表4 部・会によるプロジェクトリスト
* 地方創生政策與推動之擬議より石井再作成

担当部局	計画・プロジェクト名	実施年	予算 * 1元は約3.7円 (2020年3月25日)
内政部	まちの心をつくるプロジェクト	2016～19年	85億元
文化部	社区营造三期と集落文化の活性化プロジェクト	2015～20年	20.5億元
	文化生活圏建設プロジェクト	2016～19年	158億元
	歴史と文化の資産維持活性化プロジェクト	2015～18年	74.42億元
交通部	台湾持続可能観光活性化プラン	2016～19年	157.58億元(基金)
經濟部	中小企業は研究開発改革プロジェクト	2016～19年	28.57億元
	中小企業LRTによるまちづくりの推進プロジェクト	2017～19年	8.2億元
教育部	大学社会責任実践計画(USR)	2017～21年	毎年12億元
科技部	人文改革と社会実践計画	2017～20年	毎年0.3億元
農委部	農村再生第二期実施計画	2015～18年	304.41億元
	漁業多文化経営建設プロジェクト	2016～19年	67.16億元
客委会・原住民会	客家文化生活環境營造プロジェクト	2013～18年	35.73億元
	客家浪漫台三線プロジェクト	2016～20年	20億元
	原住民族經濟産業發展プロジェクト	2017～20年	27.1億元

域独自の芸術文化の理解や活動と関連づけ推進しようとするものである。また「文化生活圏建設プロジェクト」は、地域文化におけるハード・ソフト両面から、地域の文化的な特徴を地域の発展に生かそうとするもので、地域の公民館や美術館の建設や改修、収蔵品の充実、機器の整備、そして地域文化情報の蓄積や教育に関する様々な事業が含まれている。「歴史と文化の資産維持活性化プロジェクト」については、地域の持つ独自の歴史や文化を再発見し、その価値を生かした地域づくりを進めていくものである。文化部の3つのプロジェクトはいずれもそうした地域独自の歴史と文化に着目しており、これは、社区營造三期の人材育成プログラムでも重視されていたものであり、それをさらに強化するものと言えよう。この点は台湾の地方創生の際立った特徴の一つであり、社区の担い手はそうした観点を理解し、事業を構想していくことが求められていると考えられる。台湾の地方創生の特徴は、社区との関係で整理すると、これまでの社区營造 20 年の歴史の培った住民参画を基礎とし、地域の歴史と文化を生かしたまちづくりを行おうとしている点にある。文化部ホームページ（参照：日本語サイト¹¹）には、芸術・文化に参加する地域づくりを推進することで、より多くの地域住民の参加を促し、地域の繋がりを強め、地域に対する親しみを生み、公共事務への参画を通して、地域づくりに関わる人々を育むと示されている。そして、もう一つ重要な点は、5-2 節で整理したように、地域の歴史と文化を生かした事業づくりやブランド構築においては大学、専門家等との協働が重要であるという認識を住民に求めていることである。これは、地域の歴史と文化について、住民の学習や趣味活動で終わるのではなく、地域の産業として育てていく必要性を示すものであろう。

6. まとめと考察

台湾のまちづくりは、社区營造の政策からみれば社区營造一期の後半にあたる 2000 年ごろより加速した。由下而上（ボトムアップ）の考え方をベースとした社区まちづくりの要点は次のようになる。①社区營造はハード中心、あるいは環境問題をテーマとするもの中心からより総合的なテーマを扱うようになった。②2000 年頃より社区營造の理念や活動が全国に展開しているが、特に地方の発展を目指す点に力を注ぐようになってきている。③政府は、人材育成に極めて熱心に取り組んでおり、プログラムに現れている通り、まちづくりのリーダーとして、地域ならではの特徴や資源を把握すること、活動したい人と団体をつないだり、団体を支援するコーディネーションや住民同士の合意形成の技術を高めるたりすることを重視している。また④新たな担い手を創出する手法にも特徴が現れており、文化部へのヒアリング調査で示されていた通り、これまでの慣習に依らない活動と担い手を育てることを重視し、活動助成金の交付において、経験の少ない若者、グループだけでなく個人の活動がエントリーしやすいようになっていた。

また 2019 年を元年とする台湾の地方創生は、都市と地方のバランスというキーワードをもとに、日本の地方創生政策を参考にしつつ、地域経済や雇用に着目した特徴的な展開をみせている。社区

と関連する点で言えば、①地域文化や歴史をベースに地域のアイデンティティを育もうとする視点が基礎となっている。また、②これらを蓄積、共有するために地域のコミュニティ施設や美術館のリニューアルを進めている。③地域文化・歴史を起点とし、住民が誇りを持ち育んでいけるような地域独自の事業を生み出している。そして④住民任せではなく大学や企業、専門家を交え質の高い事業に育てようとしている。⑤担い手に関して特徴的なのは、行政や民間を問わず、定年退職後のUターンを進めていることや地元の活動を始めるためのマッチングの仕組みなどの支援を行っていることであった。

台湾と日本の比較から、日本へのインプリケーションを特に担い手の創出という観点から検討する。大きな観点から捉えれば台湾はトップダウン型で政策を遂行しており、その結果、ビジョンや目標を明確に発信して、市民を啓発している。これはこれまでの延長上にはない、あるいは現状を変えようとするメッセージを発する場合に効果がある。これまでとは異なる地域の担い手を生み出そうとする人材育成プログラムや、提案型事業公募の申請要件の特徴からも新しいものを生み出そうという強い意志を感じることができる。日本では若者や新参者が活躍しにくい、地域の慣習に馴染めず新しい活動をはじめにくい、あるいは賛同を得られにくいという声をよく聞く。地元へのUターン者がいたとしても、そうした人たちが活躍したり、住み続けたいと思ったりできるような支援を行えているだろうか。支援は簡単ではないが、台湾では、政府や行政からのメッセージがこれまでにない新しい人材を育もうとしている、そのための専門技術や財源の支援を行う、といった観点を強く打ち出している。このことは、Uターン者や地域で活動を始めようとしている人の孤立を防ぐことにもつながる。また日本との違いにおいては、台湾の地域活性化は、地域の歴史と文化を起点としている点であり、社区营造の早い段階から徹底的にそうした人材育成に取り組んでいる。また地方創生予算からもわかるが、それを支える大学や専門機関との連携・協働した体制づくりも行われている点も日本との違いである。人材育成に関しては、日本においても各自治体が行っているが¹²、人材育成の要点を共有できていない、財政的な余裕がない、専門性がないといった理由から十分な取組を行えていない自治体もある。周辺の町村との連携やそれを後押しする県とのビジョンの共有や実施体制づくりが必要だろう。また、歴史と文化の理解と普及を住民まかせにするのではなく、大学や専門機関を交えて調査、蓄積、共有していく点は日本の担い手育成の視点において十分とは言えない。地域の歴史を学ぶ講座や、ボランティアガイドを育成し、まち歩きを楽しむ活動はあるが、個々人の関心や趣味活動にとどまっている。地域と大学等の共同調査体制を構築し、地域の特性をどのように実際の活動や事業化につなげるのかといった議論やノウハウを蓄積していくことが必要となる。昨今、日本においても教育的観点から地域と大学の連携が進みつつある。こうした現状をさらに発展させ、コミュニティ政策の観点から、予算や位置付けの合意を得たうえで、上述したような、地域資源の調査から事業化をデザインすることに対して、大学や専門機関が伴走的な支援をしていくことが求められよう。

7. おわりに

本研究は、現状の社区まちづくりや地方創生の概要とそれを進める担い手の創出に関して、事業のプログラムや実施体制について、文化部へのヒアリング調査や配布資料、ウェブサイト上の報告書から整理した。政策上の力点を置いている内容や特徴の把握を行うことはできたが、特に人材育成のプログラムや、その後、人材がどのように活躍しているのか、またその成果や課題についての調査を行っていない。さらには、台湾の人材育成プログラムの特徴であった地域の歴史と文化の学びとその事業化までの大学や企業等の協働体制について詳しい調査が必要である。日本に学び、新たな要素を加えてまちづくりを進める台湾の地域リーダーの育成プログラムや実施体制について引き続き動向を注視していく。

謝辞

調査でお世話になった文化部文化資源司の専門委員張惠朱氏ほか文化部のみなさま、地方の社区の現状を把握するために、訪問させていただき、活動内容などを紹介いただいた新竹県関西鎮仁安里の社区発展協会の皆さま、お忙しいなか丁寧にご対応いただきありがとうございますございました。

注

- 1 行政院文化建設委員会が2004年公表した「社区营造条例」草案における社区の定義は、「直轄市、県（市）の行政区内で、特定の公共的議題をもち、一定の手続きでこれを住民が確認した共同空間と社会的群集の範囲」となっている。つまり、行政的な地理区分ではなく、伝統的あるいは、活動やつながりをもつ住民の主観的な認識による共同体を指す。また、台湾の地方自治体はその末端組織として「里」がある（注2で詳述）。里は地理的な範囲があり、里長は投票で選出される。社区は行政単位に規定されない。なお、社区総体营造事業では助成を得るために法律に基づき社区発展協会等の組織を設立した地区を社区とする。社区発展協会の認定基準は、村や里を単位とし一定数の地域住民の要望書により申請したものとされる。ただし、複数の里で構成される場合や1つの里を分割する場合もある。なお、社区营造は行政、住民と専門家の相互協力・連携が特徴とされている。台湾の社区营造は行政政策として提起されながらも、住民の自発性を重視しており、制度としても、任意の住民組織として位置付けられている。
- 2 内政部民政司のホームページの「地方制度地方行政区域簡介」によれば、現状は省庁の下に3層、「直轄市・県・市」、「区・鎮・郷」、「里・村」となっている。なお、中華民国地方制度における法律上は、県の上部に省があるが、2018年7月に台湾省政府が、2019年1月に福建省政府がそれぞれ事実上廃止されたため、現在は憲法上に存在する名義としての実態のみとなる。直轄市は2020年3月末時点では、台北市・新北市・桃園市・台中市・台南市・高雄市の6つ

である。これに現在、全国に6つの直轄市がある。これに13の県、3つの市があり、170の区（原住民区と6つの直轄市の区、3つの市の12の地区を含む）と198の地区（14県轄市、38鎮、146郷）がある。

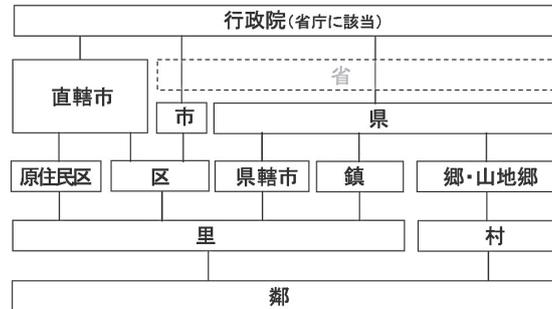


図3 行政区分 内政部ホームページより石井作成

- 3 2010年以降、台湾を扱う日本語論文で多いものは、CiNiiで検索すると、まちづくりや社区以外のものでは、政治をテーマとするものが多い。その他に日本の統治下における都市計画や開発、教育プログラム、エネルギー開発、障害者の権利などが目立つ。こうした論文のなかで参考文献として、現代の台湾研究の第一人者とされる若林正文による政治研究を挙げるものが少なく無い。若林は、日本における台湾研究の発展に取り組んだ人物であり、日本台湾学会の設立（1998年）に尽力しその初代理事長を務めた。
- 4 921大地震（集集地震）以降、建物構造や住宅の建て替え、地盤解析などのハードウェアを中心とした研究が非常に多くあるが、それ以外に復興過程や防災・減災をテーマとするものが多く生まれている。また中林（2005）のように、地方山間部の被災地域を多くもつ921大地震の被災後の復興過程と中越地震を比較し、921大地震の復興における地域の歴史と文化に着目した地域活性化の有効性を示す報告がある。
- 5 この他に蘇麗瓊・田基武（2004）による、台湾におけるコミュニティ政策の展開に次のような指摘がある。民進党政権下では、社区総体营造の関連法令が整備された。2001年には「社区文化再造計画実施要点」が策定され、地方政府に対する社区総体营造関連補助予算が制度化された。これによって、県政府が主体となって中央政府の補助金を得ながら社区総体营造を実施することが可能になり、いわばコミュニティ政策の地方分権化が進んだ。2004年には、1980年代以降にできた社会運動団体のみならず、前述の社区發展協会（1991年の社区發展工作綱要で社区理事会から社区發展協会に改称）や里・村組織などの内政部所管のコミュニティ団体も政府の補助金を得ていることを考慮して、文建会ではなく内政部が社区营造条例を制定し、新旧コミュニティ団体を所管するようになった。本研究においても、2001年の社区文化再造計画実施要点は、1994年に続く社区营造政策の転換期と捉えている。
- 6 和田は、簡子晏（2007）の民主化運動の形成の歴史から整理した4つの区分と、垂水（2008）の災害後の復興にも焦点を当てたまちづくりの歴史を整理した4つの区分を参考に3つの区分

に整理しなおしている。

- 7 文化部による文化服務役に関する説明資料
https://www.moc.gov.tw/content_283.html (閲覧 2020 年 5 月 5 日)
- 8 2002 年、政府は新たな国家計画として「挑戦 2008—国家發展重点計画」を発表した。本計画には、10 大重点投資計画として、「E 世代人才培育計画」「文化創意産業發展計画」「国際創新研發基地計画」「産業高値化計画」「観光客倍增計画」「数位台湾計画」「營運總部計画」「全島運輸骨幹整建計画」「水興緑建設計画」「新故郷社区营造計画」が盛り込まれた。蘇麗瓊・田基武 (2004) は、社区营造が、国家發展政策の重点的政策として位置づけられたことの意味は大きいとしている。
- 9 陳弘侑 (2010) は、台北市や新北市が内政部營建署の「拡大国内需求—創造城郷新風貌計画」の補助経費を利用した社区規劃師制度を導入・実施したことを契機として、2001 年、内政部營建署は、前掲の計画の中に社区規劃師制度を各県市政府の重要補助項目として組み入れた。この後、地方 (縣市) 政府においての社区規劃師制度が推進されることになったと述べている。
- 10 文化部「台湾社区通」URL <https://communitytaiwan.moc.gov.tw/>
 (最終閲覧 2020 年 5 月 5 日)
- 11 文化部日本語サイト URL https://www.moc.gov.tw/jp/information_124_78380.html
 (最終閲覧 2020 年 5 月 5 日)
- 12 石井 (2015) では、地域人材育成の先進事例として横浜市の中間支援 NPO が行う事例を紹介し、世代交代やモザイク化する地域社会の様相を確認しつつ、中間支援組織の役割として多様な住民層をつなげる「関係性の再構築」と身近な公共空間を創っていくための「場の再構築」が必要となることを示した。それらを実現していくためには旧来型の地域自治組織単独では難しく、既存の中間支援組織等が連携・協力していく必要がありそれぞれの役割を考察している。都市部において人材育成に関する施策が進展している一方、地方においては中間支援機能を發揮する団体が不在であることで人材育成を十分に行えないことを示すものと考えられる。

参考文献

- 石井大一郎 (2015) 「地域住民自治の展開と中間支援組織：新たな地域づくり人材の養成に向けた中間支援組織の役割」 地域連携教育研究センター研究報告 23、pp.31-48
- 王忠融、丸鬼康彰、星野敏、橋本禪 (2011) 「台湾における社区総体营造政策の事業実施体制の変化と特徴：文化建設委員会の事業を事例として」 農村計画学会誌 vol30、pp.363-368、2011 年 11 月
- 簡子晏 (2007) 「民主化の担い手としての社区運動—歴史的発展の分析と諸類型」 西川潤・蕭新煌編 『東アジアの市民社会と民主化—日本、台湾、韓国にみる』 明石書店、pp.120-172

- 佐々木孝子 (2018) 「台湾社区营造の分析視点としての社会的特徴 —国際比較研究への展開を視野に—」 農村計画学会誌 Vol.37、No.2、pp.126-129
- 垂水英司 (2008) 「台湾のまちづくり」 『まちづくり百科事典』 丸善株式会社、pp.406-411
- 唐燕霞 (2016) 「台湾の「社区营造」と住民自治—中国の「社区自治」へのインプリケーション」、総合政策論叢第 31 号、島根県立大学総合政策学会、pp.57-70
- 中林一樹 (2005) 「中越地震にみる中山間地域の地震災害と復興計画の視点」、200 年度日本地理学会春季学術大会梗概集、p.75
- 村田香織、吉村輝彦、渡辺俊 (2005) 「台湾におけるまちづくりの人材育成・活動支援システムの特徴及び課題 ～「社区营造センター」を事例として～」 都市計画論文集第 40 巻第 3 号、pp.541-556
- 和田清美 (2014) 「台湾における社区营造研究の課題」 都市政策研究第 8 号、pp.27-48
- 和田清美 (2016) 「台湾の社区营造政策と社区规划師制度」、都市政策研究第 10 号、2016、pp.1-12
- 行政院 (2018) 「地方創生國家戰略計畫 (核定本) 108 年 12 月」 院臺經字第 1070044997 號函核年
- 行政院文化建設委員会 (2002) 『社区营造条例』 (草案)
- 蘇麗瓊・田基武 (2004) 「『新故郷社区营造計畫』 與「社区营造条例草案」 的介紹 『社区發展季刊』 107 期、2004 年 9 月、pp.5-21
- 陳弘侑 (2010) 『社区规划師制度的研究建置—以台南縣為例』 (高苑科技大学建築 研究所 碩士論文)
- 内政部民司ホームページ「我國地方制度概況」 (2020 年 3 月 31 日閲覧)
- https://www.moi.gov.tw/dca/02place_001.aspx
- 文化部 (2018) 「前瞻基礎建設-城鄉建設 「文化生活圈建設計畫 (修正版) 」」、行政院 108 年 8 月 1 日院臺文字第 1080023665 號函原則同意